

令和5年度東京港等客船誘致促進補助制度補助金交付要綱

(制定) 令和5年3月31日付4港経振第473号

(目的)

第1条 この要綱は、東京港及び伊豆・小笠原諸島へのクルーズ客船誘致を促進するため、クルーズ客船の入出港に要する経費の一部を「東京港等客船誘致促進補助制度補助金」（以下「補助金」という。）として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「クルーズ」とは、寄港地での観光だけでなく航海そのものをも目的とする船旅として都が認めるものをいう。

2 この要綱において「クルーズ客船」とは前項で規定するクルーズに利用される船舶をいい、主に公共交通機関として利用される定期航路客船は含まない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、十分な資力、信用、運航実績等を有するクルーズ客船運航事業者とする。

2 前項の事業者が次の各号に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

(3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号に定める経費とする。

(1) 東京港の入出港に係る、水先料金、曳船料金及び綱取・綱放料金

(2) 伊豆・小笠原諸島において、本船から乗客を各島に上陸させるため使用する船舶の雇上げ料

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象事業となるクルーズ1回あたり、前条各項に定める経費の実費（当該実費が別表2に定める金額を超える場合は、別表2に定める金額）とする。ただし、

同一クルーズ客船運航事業者の補助対象事業の回数は、補助対象期間内につき、3回を上限とする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(別記第1号様式)に、東京都知事(以下「知事」という。)が必要と認める書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、誓約書(別記第8号様式)を添付するものとする。

3 第1項の申請書の提出は、原則として別表3に定める期間に行うこととする。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 知事は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、申請の受付順に東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の決定をしたときは、その旨を交付決定通知書(別記第2号様式)により速やかに補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知する。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第10条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、補助対象事業(変更・中止)承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認及び通知)

第11条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象事業(変更・中止)承認通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助金にかかる事業が完了したのち、実績報告書(別記第5号様式)を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。実績報告書の提出は、原則として別表3に定める日までに行うこととする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定額通知書(別記第6号様式)により速やかに補助事業者に通知する。

(補助金の支払及び請求)

第 14 条 補助金の支払は、前条による補助金の額の確定後とする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による確定額通知書を受領後、速やかに請求書（別記第 7 号様式）を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (3) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 知事は、補助事業者が前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

(帳簿の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(調査等)

第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補助金について適用する。

別表 1

補助対象事業	一般販売されるクルーズ（※１）で以下のいずれかに該当するもの 一 外国船籍のクルーズ客船を使用するクルーズで、その行程に補助対象期間内における東京港への入出港（※２）を含むこと。 二 日本船籍のクルーズ客船を使用するクルーズで、その行程に補助対象期間内における東京港への入出港（※２）を含み、かつ、伊豆・小笠原諸島への入出港（沖止めして通船で伊豆・小笠原諸島へ乗客を上陸させる場合も含む。）を含むこと。
--------	--

（※１）インセンティブ（企業が販売促進のため販売店、従業員等を対象に行う招待又は格安旅行）、セミナー及び交流（官公庁・市民団体等が主催する墓参、姉妹港・姉妹都市間の交流等を主な目的として行うもの）を目的とするクルーズは補助対象事業に含まない。

（※２）クルーズ客船が年度をまたいで東京港に係留する場合、東京港への入港日を基準とし、当該入港日を含む年度の補助対象事業として取り扱う。

別表 2

		東京港への入出港		
		伊豆・小笠原諸島への入出港の有無		
		有り		無し
		通船雇上有	通船雇上無	
船籍	外国船籍	1,200 千円	1,000 千円	1,000 千円
	日本船籍	1,200 千円	1,000 千円	0 千円

別表 3

東京港への入港日	交付申請書受付期間	実績報告書提出期限
令和 5 年 4 月 1 日（土曜日）～ 令和 5 年 6 月 30 日（金曜日）	令和 5 年 4 月 1 日（土曜日）～ 令和 5 年 5 月 1 日（月曜日）	令和 5 年 7 月 31 日 （月曜日）
令和 5 年 7 月 1 日（土曜日）～ 令和 5 年 9 月 30 日（土曜日）	令和 5 年 5 月 2 日（火曜日）～ 令和 5 年 6 月 1 日（木曜日）	令和 5 年 10 月 31 日 （火曜日）
令和 5 年 10 月 1 日（日曜日）～ 令和 5 年 12 月 31 日（日曜日）	令和 5 年 8 月 1 日（火曜日）～ 令和 5 年 9 月 1 日（金曜日）	令和 6 年 1 月 31 日 （水曜日）
令和 6 年 1 月 1 日（月曜日） 令和 6 年 3 月 31 日（日曜日）	令和 5 年 11 月 1 日（水曜日）～ 令和 5 年 12 月 1 日（金曜日）	令和 6 年 4 月 5 日 （金曜日）